

## 令和2年第12回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和2年12月25日  
開催年月日 平成2年12月25日  
開催場所 長瀬町役場3階 大会議室  
開会時刻宣告者 15時30分 事務局長 玉川 真  
閉会時刻宣告者 15時51分 事務局長 玉川 真  
会長 鈴木 誠

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	12	高田 幸好
2	井上ゆかり	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤	第1区域	中井 孝志
7	小埜 一博	第2区域	野村 五郎
8	山口 俊司	第3区域	染野 亘志
9	染野 嘉明	第4区域	齊藤喜久夫
11	林 春政		

### ○欠席委員

3 高橋 満  
10 宮澤 史明

議事参与者 事務局長 玉川 真 主 査 赤坂 里美  
主任 浅見 孝典

### 会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請2件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (3) 農用地利用集積計画について
- (4) 農用地利用配分計画について

(5) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後3時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。長時間にわたり、研修ご苦労さまでございました。寒くなりましてね。今年はコロナで始まりコロナで終わる。本当に日本は惨事で大変な時期です。この一年間、何事もなく終えることができまして、一言、お礼を申し上げます。よろしく願いいたします。

○事務局長 早速会議に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日、高橋委員、宮澤委員が欠席ということですので、11名です。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

11番、林春政委員、12番、高田幸好委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ございませんので、異議ないと認めます。

よって、議事録署名人に11番、林春政委員、12番、高田幸好委員を指名します。

---

◎農地法第3条の規定による許可申請2件について

○議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2件について議題とします。

農地法第3条番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第3条につきましては、先月同様、今月の農業委員会につきましても、コロナウイルス感染拡大防止への取組として、会議時間短縮のため、議案資料と事務局説明を文章化したものを事前に送らせておりますので、委員の皆様には事前にお目通しをお願いしておりますので、事務局の口頭説明につきましては、こちらも省略させていただき、ご不明な点等ありましたら質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当区域推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 12月22日午前中、会長と私と浅見さん、3人で現地確認をさせていただきました。説明書にあるとおり、——さんという方が町外に住んでいて管理できないということで、今回、後で出てくる5条の案件で、住宅地と隣接地になりますけれども、——さんという方が取得したいということで、取得する要件として耕作農地も3,000平米以上を所有してございますので、問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。担当は私が担当していますので、説明申し上げます。

先ほど齊藤委員が言ったとおり、——さんのところは——に本家がありまして、——の——のところに、前から話は聞いていたんですけども、畑を譲渡するというお話を聞いて、ちょっと広いということで、農地と宅地と両方の審議になると思うんですけども、道路がL字型にありまして、別に差し支えないと思いますので、審議のほうをよろしくお願いします。

担当の私の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可することに決定しました。

農地法第3条番号2、——氏所有の農地を——氏が農地として取得するための許可について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 番号2につきましても、こちらも議案資料と事務局説明を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきまして、質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当区域推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 これも同日、3人で現地確認をさせていただきました。——さんは皆野で造園業を営んでいるということで、親が皆野で農家をやっていて、3反以上持っているという資格のもと、造園業で、今、資材置場で井戸の所に機械を置いてあるんですけども、その隣地になります。——さんという方が相続をされたときに、こちらにつきましても千葉の市原ということで、町外に住んでいて管理ができないということで土地を手放す。隣地の造園業をやっている——さんが土地を取得して、新規の就農者として3,000平米以上の土地ですから、そのまま取得する形になるということで、問題ないというふうに考えます。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。担当は私なので、説明申し上げます。

この——さんは、元の地主が今年4月に急死しました。それで、弟さんが相続したんですけども、私の畑のすぐ隣が1枚あったり、非常に、私のほうも前から、セメントをやめて何年かたつんですけども、草刈りをやってくれないかということで、3回ぐらいお願いして自分でやっていたんですけども、急死しました。後が大変だなと思ひまして、地主の相続の関係で、妹さんが高篠にいまして、その住所を聞いておきまして、最終的には、先程齊

藤さんが言ったように、弟さんが相続したわけです。

ただ、その隣の——さんのところで、——さんが資材置場を借りています。そのところはほとんど地続きのような形になっていまして、親父さんがやっていて、せがれさんが農業をやっているということで、先ほど言ったとおり相当広い土地なんですけれども、私も遊休農地が減るので安堵しているところです。別に影響ないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

担当の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

高田さん。

○12番高田幸好委員 12番、高田です。

土地購入費が、面積の3,400平米に対して50万円という金額なんですけど、何か間違いじゃないですか。

○議長 単価については、ただでもいいから使ってくれという話がありました。でも、ただというわけにはいきませんので、それは相対で決めたんじゃないかと思います。間違いなと思います。確かにそういうことを私も本人のお父さんに聞いていましたので。せがれさんも千葉のほうにいまして、とてもこっちは来られないという話がありましたので、間違いなと思います。

○事務局 事務局からも。

一応、こちらの案件、間に司法書士さんが入っております。私もその者と確認をしたんですけど、やはり、会長のおっしゃるとおり、そんなに金銭面でこだわっているわけではないので、金額的にはちょっと少額に感じるかもしれないんですけど、資金的には問題ない案件かなと思います。

以上です。

○12番高田幸好委員 了解。

○議長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ございませんので、これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可することに決定しました。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について議題とします。

農地法第5条番号1、——氏所有の農地を——氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号につきましても、議案資料と事務局説明書を送らせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。質疑応答で対応させていただきます。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当区域推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 こちらにつきましても、先ほどの3人で現地確認をさせていただきました。説明の書類にあるとおり、本当に狭い、91平米という農地でございます。その隣の人が駐車場として借りたいということで、賃借権の設定になります。農地としてはとても使えるようなところではないので、やむを得ないのかなと思います。

以上でございます。

○議長 齊藤委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

齊藤さんの言うとおりの、三角で、本当に——さんちに地続きで、——さんのところは、前は石置場だったんですが、そこを片付けまして、別に支障ないと思いますので、よろしくお願いします。

担当の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号2、———氏所有の農地を———氏が一般専用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 番号2につきましても、議案資料と事務局説明文書を送らせていただいておりますので説明は省略させていただきます、こちらも質疑応答等に対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明は終わりました。

続いて、担当区推進委員の齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 こちらにつきましても、一番最初に説明したところの畑でございます。——さんは町外に住んでいて管理ができないということもありまして、畑を手放すに当たって、近くの——さんというのが専用の住宅として得るものでございます。

こちらにつきましても、道路も水道も両方ありますので、全然問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

私が担当しておりますので、説明いたします。

先ほど言ったとおり、主要2道路を含めまして、畑と地続きの宅地になると思いますので、別に異常ないと思いますので、ご審議のほう、よろしく願いいたします。

担当の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。



本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号3、————氏所有の農地を————氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 番号3につきましても、議案資料と事務局説明を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただいて質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 22日に、事務局の浅見さんと堀口さんの3人で行ってきました。

場所は————区内、前は駐在があったんだけど、そこから200メートルぐらい南にあります。接続道路は町道50号線に接しておりますので、問題ないと思います。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

1番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○1番堀口榮一委員 1番、堀口です。

12月22日、中井孝志委員、事務局の浅見さんと立ち会ってまいりました。場所は、長瀬地区コミュニティ消防センターの南西にありまして、先ほど中井さんのほうからも話がありましたように、町道50号線に接している土地です。この土地ではトラクターによって耕されておりまして、よく管理されておりまして、また、すぐその東隣では住宅建設中であります。それから、近隣への畑の悪影響はないと考えております。ご審議をお願いします。

なお、参考までなんですが、隣の住宅地に今建っている土地につきましては、令和2年7月、この農業委員会において許可をいただいている土地、その隣の土地ということでございます。

以上です。

○議長 堀口榮一委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

---

◎農用地利用集積計画について

◎農用地利用配分計画について

○議長 続いて、議案第3号、議案第4号については関連がありますので、まとめて説明いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画について、議案第4号 農用地利用配分計画についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号と議案第4号につきましても、議案資料と事務局説明文を送付させていただいておりますので説明を省略させていただきまして、ご不明な点は質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより、本件に対する採決を行います。

先に、議案第3号 農用地利用集積計画についてに対する採決を行います。本件は、申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 異議ないと認めます。

よって、本件は申出のとおり決定します。

続いて、議案第4号 農用地利用配分計画に対する採決を行います。本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議ない方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員異議ないと認めます。

よって、本件は配分計画案について意見なしで報告いたします。

以上で議案の審議は終了しました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、1月の日程ですが、1月の委員会は、25日月曜日としたいと思いますが、委員会の前に令和2年農業者年金加入推進研修会としてDVDの視聴研修を1時から90分程度予定しておりますので、総会は2時30分からでよろしく願います。

では、1月25日月曜日、午後2時30分からといたします。

事務局から他にございますか。

○事務局 事務局からなんですけれども、先月の農地転用の状況なんですけれども、農地法第5条の4件が令和2年12月16日付と23日付で許可されました。農地法第4条の1件につきましては追加資料の提出があったため、転用の許可が遅れております。

事務局からは以上です。

○議長 以上で、本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(午後3時51分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和2年12月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 林 春 政

署名委員 高 田 幸 好